ETC 関連技術の活用に関する研究会

報告書

平成 16 年 3 月

目 次

本	編		

1.背景と目的	. 1
(1) 背景	. 1
(2) 目的	. 4
2.検討対象の整理	. 5
(1) 前提条件	
(2) 検討対象の類型	
3.セキュリティ確保の観点からの考察	
(1) 「ETC セキュリティシステムをそのまま利活用する場合」についての考察	
(2) 「既存 ETC 車載器の一部機能を利活用する場合」についての考察	
.,	
4.個人情報保護の観点からの考察	
(別添資料)	
・検討経緯	
・研究会名簿	18
.参考資料編	
1.ETC の概要	19
(1) 目的と特徴	
(2) システム構成	
(3) 利用方法	
2.ETC 関連技術の概要	
(1) DSRC 関連規格等の概要	
(1) DSRC 関連規格の概要	
3.道路整備特別措置法(抄)及び有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収	
事務の取扱いに関する省令(抄)	
4.個人情報保護関係	27
(1) 個人情報の保護に関する法律(抄)及び同施行令(抄)	
(2) 有料道路自動料金収受システムにおける個人情報の保護に関する指針	33
(3) 個人情報保護関連規定の比較	35
(4) 個人情報等の定義	37
(5) 関係判例	30

I. 本編

1. 背景と目的

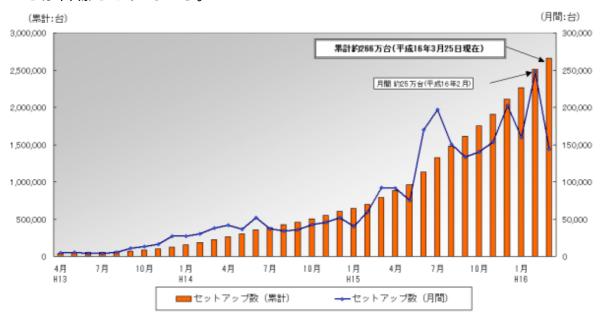
【要約】

- ・ ETC 車載器の普及は、本年 3 月 25 日現在で約 266 万台、利用率は、15.7%。 平成 19 年には利用率を 70%にまで引き上げることが目標。
- ・ ETC 関連技術を有料道路の料金徴収以外の様々な目的のために活用する ことについて、民間事業者等から各種の提案・要望。
- ・本研究会は、民間事業者等からの各種の提案・要望を踏まえつつ、ETC 関連技術の活用のあり方を、セキュリティ確保及び個人情報保護の観点か ら検討。

(1) 背景

1) ETC ¹の普及状況

ETC 車載器の普及は、平成 13 年 3 月のサービス開始から本年 3 月 25 日までの約 3 年で約 266 万台、その利用率は、15.7%に達したところである。また、本年度中には、基本的に全ての料金所で ETC サービスが受けられるようになるところであり、平成 19 年には利用率を 70%にまで引き上げることが目標とされている。



¹ ETC(Electronic Toll Collection System):「ノンストップ自動料金支払いシステム」。

表 1 有料道路事業者別の ETC 利用台数及び利用率(平成 16年3月12日~3月18日平均)

		日本道路公	4	首	都高速道路	公団	阪神	申高速道路	公団		全 国	
ETC利用台数	約	842,600	台/日	約	227,300	台/日	約	93,800	台/日	約	1,163,700	台/日
ETC利用率		15.6%			19.3%			11.1%			15.7%	

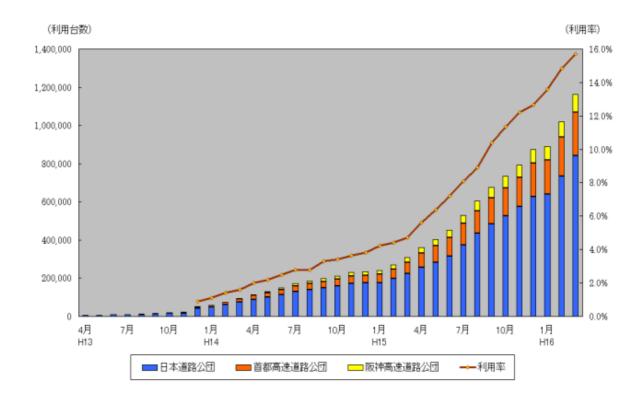


図 2 ETC 利用台数及び利用率の推移

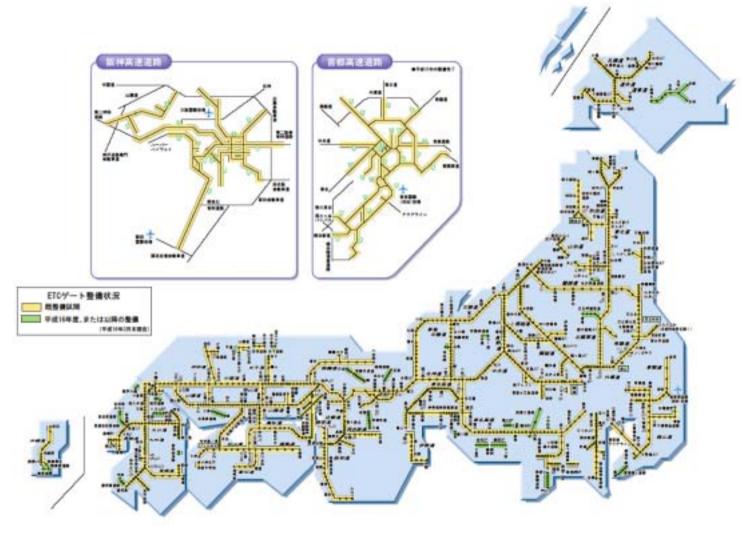


図 3 ETC サービス実施料金所

2) 民間事業者等からの各種の提案・要望

このように急速に普及が進むなか、ETC 関連技術を有料道路の料金徴収以外の様々な目的のために活用することについて、民間事業者等から各種の提案・要望がなされている。

例えば、(社)電波産業会(ARIB 1)、(財)道路新産業開発機構(HIDO 2)及び(財)日本自動車研究所(JARI 3)が、自動車メーカー、通信機器関連事業者、サービス提供事業者など約 200 会員の参加を得て設立(本年 1 月)した「DSRC 4 普及促進検討会」は、DSRC を利用した様々なサービスの実現に取り組んでいるところであるが、その場においても、既存 ETC 車載器の活用について、積極的な意見が出されている。

(2)目的

ETC の一層の普及や多様なサービス展開に資するという観点からも、ETC 関連技術を有料道路の料金徴収以外の様々な目的のために活用できるようにすることは望ましいことであると考えられる。

そのため、本研究会を設置し、ETC 関連技術の活用のあり方について、民間事業者等からの各種の提案・要望を踏まえながら、セキュリティの確保及び個人情報の保護という観点から専門的に検討を行うこととしたものである。

¹ ARIB(Association of Radio Industries and Businesses)

² HIDO(Highway Industry Development Organization)

³ JARI(Japan Automobile Research Institute)

⁴ DSRC(Dedicated Short Range Communications):「狭域通信」。ITS(高度道路交通システム)関連システム等の多様なアプリケーションに対応可能な、5.8GHz 帯を利用した狭域通信方式。ETC で使用している無線通信方式で、双方向・高速大容量通信(最大無線電送速度 4Mbps)が可能。ITU(国際電気通信連合)において国際標準化されている。

2. 検討対象の整理

(1) 前提条件

【要約】

- ・ 既存 ETC 車載器で対応が可能なサービスを前提に検討。
- ・ 路側システムについては、サービス提供事業者等がサービス提供エリア に設置することを前提に検討。

ETC 車載器が約 266 万台という普及状況にあること、既存 ETC 車載器を活用したサービス展開に関して民間事業者等から各種の提案・要望がなされていることなどを踏まえ、既存 ETC 車載器で対応が可能なサービスを前提に検討することとした。

また、路側システムについては、サービス提供事業者等がサービス提供エリアに設置することを前提に検討することとした。

(2)検討対象の類型

1)「ETC セキュリティシステムをそのまま利活用する場合」の想定内容

【要約】

- ・ 有料道路事業者以外のサービス提供事業者が、ETC と同じ路側システム を利用してサービスを提供する場合を想定。
- ・利用者がサービス提供事業者に申込を行い、サービス提供事業者が ETC と同じ路側システムを利用してサービス提供。
- ・ 有料サービスの決済にも、ETC の決済システムと同じものを使用。

有料道路事業者以外のサービス提供事業者が、ETC と全く同じ路側システムを保有して、既存 ETC 車載器を保有する利用者に対して有料道路の料金徴収以外のサービスを提供する場合を想定する。

この場合、利用者がサービス提供事業者に新たなサービス提供の申込を行い、この申込後に、サービス提供事業者が ETC と全く同じ路側システムを利用してサービスを提供するものとする。

また、有料サービスの決済についても、ETC と全く同じ決済システムを利用するものとする。

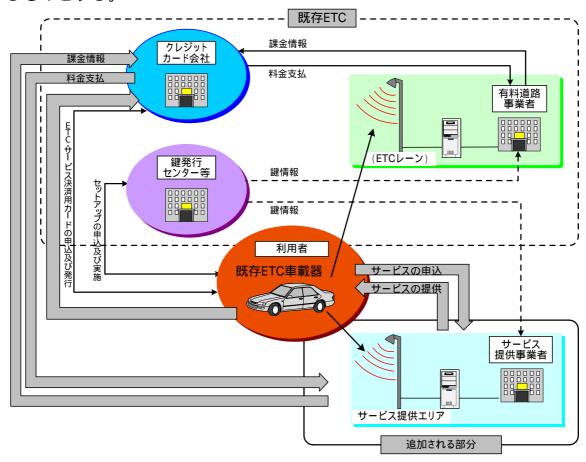


図 4 「ETC セキュリティシステムをそのまま利活用する場合」の概念図

2) 「既存 ETC 車載器の一部機能を利活用する場合」の想定内容

【要約】

- ・サービス提供事業者が、既存 ETC 車載器の一部機能を利用してサービスを提供する場合を想定。
- ・利用者がサービス提供事業者に申込を行い、サービス提供事業者が独自 の路側システムを利用してサービス提供。
- ・ 決済システムを導入する場合には、独自のシステムを使用。
- ・ ユニーク性の保証された番号等の利用方法について、3 つのタイプが想定 可能。

サービス提供事業者が、既存 ETC 車載器に付番されたユニーク性の保証された番号等の一部機能を利活用して、既存 ETC 車載器を保有する利用者に対して有料道路の料金徴収以外のサービスを提供する場合を想定する。

この場合、利用者がサービス提供事業者に新たなサービス提供の申込を行い、この申込後に、サービス提供事業者が ETC とは異なる独自の路側システムを利用してサービスを提供するものとする。

なお、有料サービスについて決済システムを導入する場合には、ETCとは異なる独自の決済システムを利用し、バックヤード処理により行うものとする。この場合、前納金から利用額を引落す方法、後日請求して回収する方法等が考えられる。

さらに、ユニーク性の保証された番号等の利用方法については、3 つのタイプが想定可能であり、詳細については後述する。

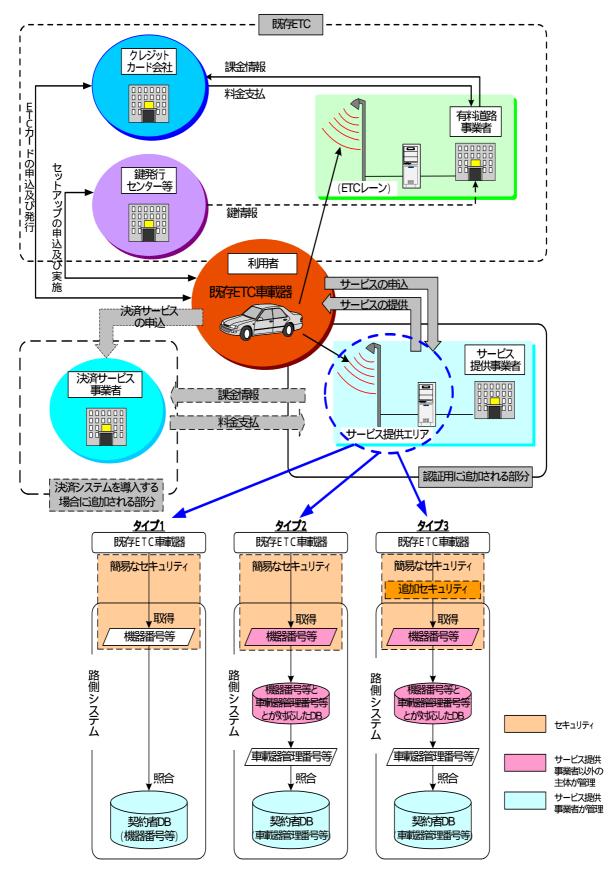


図 5 「既存 ETC 車載器の一部機能を利活用する場合」の概念図

i) タイプ1の想定内容

【要約】

- ・サービス提供事業者が、利用者の車載器に格納された機器番号等の提供 を受け、これと利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベー スを整備。
- ・利用者の車載器に格納された機器番号等が、簡易なセキュリティを利用 して、車載器から路側システムに送信。
- ・サービス提供事業者は、独自の路側システムを利用して、機器番号等を 照合した上で、サービスを提供。

サービス提供事業者は、利用者からのサービスの申込に基づいて、ETC 車載器に格納された機器番号等を管理する主体から、利用者の車載器に格納された機器番号等の提供を受け、その番号と利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベースを整備する。

サービス提供エリアにおいて、利用者の車載器に格納された機器番号等が、 簡易なセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信される。

サービス提供事業者は、ETCとは異なる独自の路側システムを利用して、利用者の車載器から送信された機器番号等を取得し、その機器番号等を契約者データベース上の番号と照合し、利用者を認証した上で、サービスを提供する。

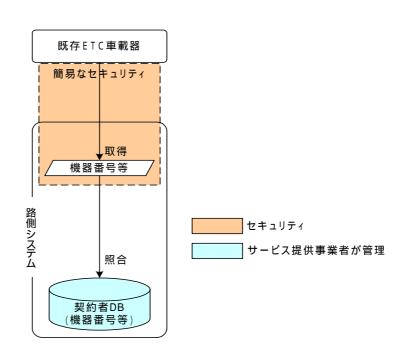


図 6 タイプ1の概念図

ii) タイプ2の想定内容

【要約】

- ・サービス提供事業者が、車載器管理番号等と利用者に関する個人情報と を関連付けた契約者データベースを整備。
- ・利用者の車載器に格納された機器番号等が、簡易なセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信。
- ・ 車載器から発信された機器番号等は、独自の路側システムにおいて、対応する車載器管理番号等に変換。サービス提供事業者がその車載器管理番号等を照合した上で、サービスを提供。

サービス提供事業者は、利用者からのサービスの申込に基づいて、車載器管理番号等 ¹ と利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベースを整備する。

サービス提供エリアにおいて、利用者の車載器に格納された機器番号等が、 簡易なセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信される。

車載器から送信された機器番号等は、ETCとは異なる独自の路側システムにおいて、サービス提供事業者以外の主体が管理するデータベース上で、対応する車載器管理番号等に変換される。サービス提供事業者は、その車載器管理番号等を自ら管理する契約者データベース上の番号と照合し、利用者を認証した上で、サービスを提供する。

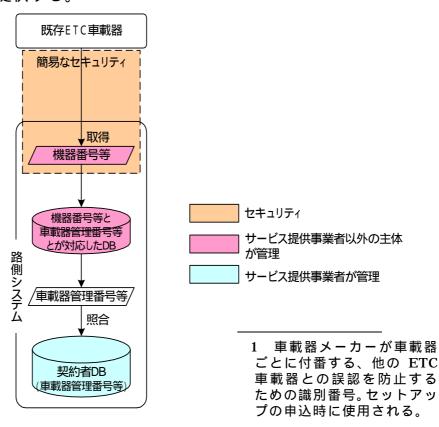


図 7 タイプ2の概念図

iii) タイプ3の想定内容

【要約】

- ・サービス提供事業者は、車載器管理番号等と利用者に関する個人情報と を関連付けた契約者データベースを整備。
- ・ 利用者の車載器に格納された機器番号等が、機能追加されたセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信。
- ・車載器から発信された機器番号等は、独自の路側システムにおいて、対応する車載器管理番号等に変換。サービス提供事業者がその車載器管理番号等を照合した上で、サービスを提供。

サービス提供事業者は、利用者からのサービスの申込に基づいて、車載器管理番号等と利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベースを整備する。

サービス提供エリアにおいて、利用者の車載器に格納された機器番号等が、 機能追加されたセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信される。

車載器から送信された機器番号等は、ETCとは異なる独自の路側システムにおいて、サービス提供事業者以外の主体が管理するデータベース上で、対応する車載器管理番号等に変換される。サービス提供事業者は、その車載器管理番号等を自ら管理する契約者データベース上の番号と照合し、利用者を認証した上で、サービスを提供する。

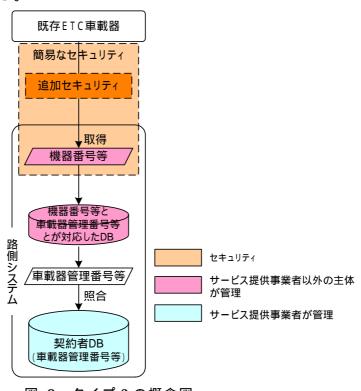


図 8 タイプ3の概念図

- 3. セキュリティ確保の観点からの考察
- (1)「ETC セキュリティシステムをそのまま利活用する場合」についての考察

【要約】

- ・ 有料道路事業者は、道路整備特別措置法を前提とした ETC の実施に係る 省令により、ETC のセキュリティ確保に係る責務を負う。
- ・ETC 本体のセキュリティレベルの低下を招き、有料道路料金の適正な徴収の確保に支障を与えるような措置は避けることが必要条件。
- ・ 有料道路事業者以外のサービス提供事業者が ETC のセキュリティシステムをそのまま利活用することは、ETC 本体のセキュリティレベルの低下を招くため、実現は不可能。

有料道路事業者は、道路整備特別措置法[P26]第 26 条の 2 における料金の適正な徴収の確保に関する規定を前提とした、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(ETC の実施に係る省令)[P26]第 4 条第 1 項に基づき、ETC のセキュリティ確保に係る責務を負っている。

したがって、既存 ETC 車載器を活用して、有料道路の料金徴収以外のサービスを提供する場合においても、ETC 本体のセキュリティレベルの低下を招き、有料道路料金の適正な徴収の確保に支障を与えるような措置は避けることが必要である。

想定するケースは、有料道路事業者以外のサービス提供事業者が ETC のセキュリティシステムをそのまま利活用するものであるが、現状の仕組みにおいては、この方法は、ETC 本体のセキュリティレベルの低下を招き、有料道路料金の適正な徴収の確保に支障を与える可能性があるため、実現は不可能である。

(2)「既存 ETC 車載器の一部機能を利活用する場合」についての考察

【要約】

- ・ETCの一層の普及や多様なサービス展開に資するという観点からも、サービス提供事業者等に対して、ETC本体のセキュリティレベルに影響を与えない範囲において、必要な情報が提供されることは望ましいこと。
- ・ 具体的に構築されるシステム内容については、民間事業者等の実施主体 において、以下の各タイプの特性を踏まえ、提供するサービス形態、リス ク管理の方法等の具体的内容を総合的に勘案して検討されることが基本。 (タイプ 1)

本来公開が想定されていない車載器に格納された機器番号等を利用 者の認証のために公開する点が望ましくないが、最もシンプルでコスト の低い路側システムが提供可。

(タイプ 2)

路側システムのコストは中位だが、タイプ1と違い機器番号等の公開 が不要。

(タイプ3)

路側システムのコストは最も上位だが、タイプ 1 と違い機器番号等の 公開が不要であり、セキュリティレベルが最も高い。

- ・新しいサービスは、民間事業者等の実施主体の責任において行われるものであるが、例えば、情報セキュリティ確保に関して十分な体制を有するサービス提供事業者等を情報提供の対象とするなど、新しいサービスに係るセキュリティにも十分配慮することが望まれる。
- ・民間事業者等の各実施主体においては、その役割分担に基づいて、利用者が新しいサービス提供を申し込む際に必要な事項を十分に理解できるようにし、実運用の際にも適切に管理行為等を行うことが重要。

ETC 本体のセキュリティレベルの低下を招かずに、既存 ETC 車載器に付番されたユニーク性の保証された番号等の一部機能を利活用して、有料道路の料金徴収以外のサービスを提供することは、技術的に可能である。したがって、ETC の一層の普及や多様なサービス展開に資するという観点からも、サービス提供事業者等に対して、ETC 本体のセキュリティレベルに影響を与えない範囲において、必要な情報が提供されることは望ましいことであると考えられる。

具体的に構築されるシステム内容については、民間事業者等の実施主体において、提供するサービス形態、リスク管理の方法等に関する具体的内容を総合

的に勘案して検討されることが基本であると考えられるため、ここでは、タイプ 1~3 の想定される類型に関する特性を記述することとする。

(タイプ1)

本来公開が想定されていない車載器に格納された機器番号等を利用者の 認証のために公開する点が望ましくないが、最もシンプルでコストの低い 路側システムが提供可能である。

(タイプ 2)

路側システムのコストは中位であるが、タイプ1と違い機器番号等の公 開が不要である。

(タイプ3)

路側システムのコストは最も上位であるが、タイプ 1 と違い機器番号等 の公開が不要であるとともに、セキュリティレベルが最も高い。

新しいサービスは、ETC が本来目的とするサービスとは異なるものであり、民間事業者等の実施主体の責任において行われるべきものであることはいうまでもないが、セキュリティ上のトラブルに関しては、既存 ETC 車載器を利用しているため、間接的に ETC そのものの社会的信用に影響を与える可能性があることなどを踏まえると、例えば、情報セキュリティ確保に関して十分な体制を有するサービス提供事業者等を情報提供の対象とするなど、新しいサービスに係るセキュリティにも十分配慮することが望まれる。

また、セキュリティに係る不法行為に関しては、民間事業者等の実施主体のうち複数主体が連帯して損害賠償の責任を負う可能性があることなどを踏まえると、各実施主体間における役割分担・責任関係を明確にした上で、その役割分担に基づいて、利用者が新しいサービス提供を申し込む際に必要な事項を十分に理解できるようにしておくとともに、実運用の際にもその役割分担に基づいて適切に管理行為等を行うことが重要である。

4. 個人情報保護の観点からの考察

【要約】

- ・タイプ 1~3 のいずれの場合にも、電子化された個人情報データベースを 構築したサービス提供事業者が個人情報保護法上の義務を負う。
- ・タイプ1に関しては、サービス提供事業者に対する情報提供については、 個人情報保護関連規定の趣旨に沿って、本人からの依頼を前提条件とした 運用が、サービス提供事業者により確実に行われることを担保する必要。
- ・タイプ 2 及び 3 に関しては、機器番号等を車載器管理番号等へ変換する ためのデータベースを管理する主体は、個人情報を保有しないという運用 を徹底すれば、個人情報保護法は適用されない。
- ・新しいサービスは、民間事業者等の実施主体の責任において行われるべきものであるが、例えば、個人情報保護に関して十分な体制を有するサービス提供事業者を情報提供の対象とするなど、新しいサービスに係る個人情報の保護にも十分配慮することが望まれる。
- ・民間事業者等の各実施主体においては、その役割分担に基づいて、利用者が新しいサービス提供を申し込む際に必要な事項を十分に理解できるようにし、実運用の際にも適切に管理行為等を行うことが重要。

タイプ 1~3 のいずれの場合にも、サービス提供事業者が、利用者からのサービスの申込に基づき、機器番号等(または車載器管理番号等)と利用者に関する個人情報との関連付けを行い、電子化されたデータベースを構築することを想定しているが、これは、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)[P27] に規定する個人情報データベースに当たるため、データベースを構築したサービス提供事業者は、一定の案件を満たす場合に個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に当たり、同法上の義務を負うこととなる。

タイプ1に関しては、サービス提供事業者に機器番号等を提供する主体については、機器番号等を個人情報と関連付けて保有していないため、個人情報保護法は適用されないのが基本であるが、当該情報提供行為は、機器番号等と個人情報とが具体的に関連付けられたデータベースの作成に直接関与するものであることなどを踏まえると、個人情報保護関連規定の趣旨に沿って、本人からの依頼を前提条件とした運用が、サービス提供事業者により確実に行われることを担保することが必要であると考えられる。

一方、タイプ 2 及び 3 に関しては、機器番号等を車載器管理番号等へ変換するためのデータベースを管理する主体については、個人情報を保有しないとい

う運用を徹底すれば、個人情報保護法は適用されない。

新しいサービスは、ETC が本来目的とするサービスとは異なるものであり、民間事業者等の実施主体の責任において行われるべきものであることはいうまでもないが、個人情報保護上のトラブルに関しては、既存 ETC 車載器を利用しているため、間接的に ETC そのものの社会的信用に影響を与える可能性があることなどを踏まえると、例えば、個人情報保護に関して十分な体制を有するサービス提供事業者を情報提供の対象とするなど、新しいサービスに係る個人情報の保護にも十分配慮することが望まれる。

また、個人情報に係る不法行為に関しては、民間事業者等の実施主体のうち 複数主体が連帯して損害賠償の責任を負う可能性があることなどを踏まえると、 各実施主体間における役割分担・責任関係を明確にした上で、その役割分担に 基づいて、利用者が新しいサービス提供を申し込む際に必要な事項を十分に理 解できるようにしておくとともに、実運用の際にもその役割分担に基づいて適 切に管理行為等を行うことが重要である。

なお、個人情報の漏洩等に対する損害賠償請求については、有形の損害が発生していない場合においても、これを認める判例がある(宇治市住民基本台帳データ漏洩事件(大阪高判平成 13 年 12 月 25 日)[P39]、早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件(最判平成 15 年 9 月 12 日)[P41])。

(別添資料)

• 検討経緯

第 1 回研究会 平成 15 年 12 月 9 日 (火)

議事

- ・ ETC の概要
- ・ ETC 技術の概要と関連技術の活用に関する提案等
- ・ 検討課題と今後の進め方(案)

第2回研究会 平成16年2月5日(木)

議事

- ・ ETC 関連技術の概要
- ・ 論点整理
- ・ セキュリティ確保と個人情報保護に関する対応方針(案)

第 3 回研究会 平成 16 年 3 月 15 日(月)

議事

・報告書(案)

• 研究会名簿

【委員】

〔座長〕今井秀樹 東京大学生産技術研究所教授

金子敏信 東京理科大学理工学部教授

新美育文 明治大学法学部教授

長谷川孝明 埼玉大学工学部助教授

松本恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

【オブザーバー】

林部史明 国土交通省道路局路政課長

宮地淳夫 国土交通省道路局高度道路交通システム推進室長

横田耕治 国土交通省道路局高速国道課長

金井道夫 国土交通省道路局有料道路課長

【事務局】

国土交通省道路局高度道路交通システム推進室

(財)道路新産業開発機構

(財)道路システム高度化推進機構

II. 参考資料編

1. ETC の概要

(1)目的と特徴

ETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)は、キャッシュレス化による利便性の向上、料金所渋滞の解消、管理費の節減等を目的として開発・導入されたシステムであり、車種や距離によって異なる複雑な料金体系に対応でき、1 台の車載器で事業主体の異なる複数の有料道路を利用することが可能である。

ETC の開発にあたっては、 全国共通のシステムとするため全国の有料 道路で規格を統一する、 確実な路車間通信とするため 5.8GHz 双方向通信 (アクティブ方式)DSRC を採用する、 多機能・拡張性を確保するため車載器と IC カードによる 2 ピース方式を採用し、IC カードを多目的に利用可能にする、 高いセキュリティを確保するため CPU(演算処理装置)等を内蔵し、外部端末機器との相互認証や記録データの暗号処理が可能な IC カードを使用することなどを目標とした。

(2) システム構成

ETC は、DSRC を利用したアプリケーションの一つであり、料金所ゲートに設置したアンテナと車両に装着した車載器との間で無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うことができるシステム。

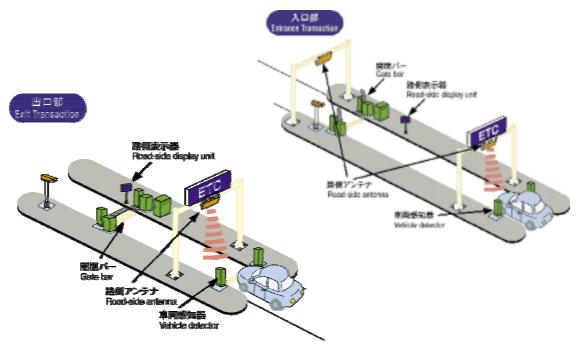


図 9 ETC の仕組み



図 10 ETC ゲート



図 11 IC カード(ETC カード)





アンテナー体型



アンテナ分離型



ビルトイン型



カーナビー体型



ビルトイン(オーバーヘッド)型

図 12 様々なタイプの車載器

(3) 利用方法

ETC を利用するには、 ETC カードの入手、 車載器の購入・取付、 車載器のセットアップ(車両情報を車載器に登録する作業)をする必要がある。 実利用時には、ETC カードを車載器の挿入口に差し込み、「ETC 専用」ETC / 一般」の表示のある車線を通行する。

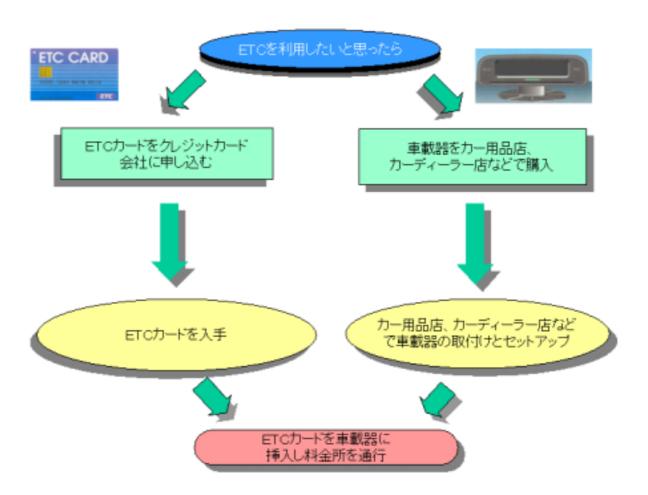


図 13 ETC 利用のための手続きの流れ

- 2. ETC 関連技術の概要
 - (1) DSRC 関連規格等の概要
 - 1) 電波法等

電波法(昭和 25 年法律第 131 号) (抄)

(無線局の開設)

- 第 4 条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。 ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。
 - 三 空中線電力が 0.01 ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、第 38 条の 2 第 1 項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの

(登録証明機関の登録)

- 第 38 条の 2 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、前章に定める技術基準に適合していることの証明(以下「技術基準適合証明」という。)の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分(次項、第 38 条の 5 第 1 項、第 38 条の 10、第 38 条の 31 第 1 項及び別表第 3 において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。
 - 一 第4条第2号又は第3号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
 - 二 包括免許に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
 - 三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号) (抄)

(免許を要しない無線局)

第6条

- 4 法第4条第三号の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。
 - 七 狭域通信システムの陸上移動局(A1D 又は G1D 電波による 5.815GHz、5.820GHz、5.825GHz、5.830GHz、5.835GHz、5.840GHz 又は 5.845GHz の周波数を使用し、かつ、空中線電力が 0.01 ワット以下である陸上移動局をいう。以下同じ。)及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験若しくは調整を行うための無線通信を行う無線局であつて、A1D 又はG1D電波による 5.775GHz、5.780GHz、5.785GHz、5.790GHz、5.795GHz、5.800GHz 又は 5.805GHz の周波数を使用し、かつ、空中線電力が 0.001 ワット以下であるものをいう。)
- 第6条の2 法第4条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものと する。
 - 二 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第五号に規定する電気通信 事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号(通信の相手方 を識別するための符号であつて、法第 8 条第 1 項第三号に規定する識別信 号以外のものをいう。以下この条において同じ。)を自動的に送信し、又は 受信するもの

無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) (抄)

(混信防止機能)

- 第9条の4 法第4条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。
 - 十 狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線 設備の試験のための通信を行う無線局は、施行規則第 6 条の 2 第二号に規 定する機能

(狭域通信システムの無線局等の無線設備)

- 第 49 条の 26 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局又は狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
 - 一 通信方式は、時分割多重方式を使用する単向通信方式、半複信方式又は複 信方式であること。
 - 二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
 - 三 送信装置の条件
 - イ 変調方式は、ASK 方式又は四相位相変調方式であること。
 - ロ 変調信号は、次のとおりであること。
 - (1) 符号形式は、ASK 方式では送信する信号の各ビツトの中間点で信号の極性が反転するスプリツトフエーズ符号であること。
 - (2) 信号送信速度は、ASK 方式では毎秒 1,024 キロビット、四相位相 変調方式では毎秒 4,096 キロビット(許容偏差は、100 万分の 100 とする。)であること。
 - 八 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から 5MHz 離れた周波数の(±)2.2MHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 30 デシベル以上低い値であり、搬送波の周波数から 10MHz 離れた周波数の(±)2.2MHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低い値であること。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号) (抄)

(特定無線設備)

- 第2条 法第38条の2第1項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。
 - 三十二 狭域通信システムの陸上移動局(施行規則第6条第4項第七号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備
 - 三十三 設備規則第49条の26第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備
 - 三十三の二 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を 行う無線局(施行規則第6条第4項第七号の狭域通信システムの陸上移動局 の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)に使用す るための無線設備

2) ARIB 規格 ¹

通信・放送分野における電波利用システムに関する標準規格

i) 狭域通信(DSRC)に関する標準規格

ARIB STD-T75「狭域通信(DSRC)システム標準規格」、ARIB TR-T16「狭域通信(DSRC)システム 陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件技術資料」、ARIB TR-T17「狭域通信(DSRC)アプリケーションサブレイヤ標準仕様及びそれを用いた陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件技術資料」がある。

- ア) ARIB STD-T75「狭域通信(DSRC)システム標準規格」 無線設備規則第49条の26に規定される狭域通信システムの陸上移動局 と基地局との間の無線インタフェースについて規定したものである。
- イ) ARIB TR-T16「狭域通信(DSRC)システム陸上移動局の接続性確認に 係る試験項目・試験条件技術資料」

「狭域通信(DSRC)システムの陸上移動局」の接続性確認に係る試験は、「狭域通信(DSRC)システム標準規格(ARIB STD-T75)に規定する無線区間インタフェースに対する適合試験と位置付け、同標準規格に定める基本機能及び標準化されたオプションの範囲内で型式ごとに行うものである。

り) ARIB TR-T17「狭域通信(DSRC)アプリケーションサブレイヤ標準仕 様及びそれを用いた陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件技 術資料」

狭域通信(DSRC)システム標準規格 ARIB STD-T75 で規定された DSRCシステム上で複数のアプリケーションを実行可能とするため、DSRC アプリケーションサブレイヤ(DSRC-ASL: DSRC Application Sub-Layer)に関する標準仕様と、この DSRC-ASL 標準仕様を用いた陸上移動局の接続性確認に係る試験項目・試験条件を定めた。

¹ 通信・放送分野における電波利用システムごとに基本的な要件を「標準規格」として策定したもので、周波数の有効利用及び混信の防止、無線設備の互換性の確保及び適正な伝送品質等、無線機器製造業者、利用者等の利便を図る目的から定められている。 (社)電波産業会(ARIB)により策定されるため「ARIB 規格」と呼ばれる。

(2) ETC 関連規格の概要

1) 料金徵収施設設置基準(案)

ETC を整備するにあたり、異なる有料道路事業者が管理する有料道路間で安全かつ円滑な道路交通を確保しつつ ETC の共通性を図るとともに、料金徴収施設の諸元を決定したもので、道路構造令を補完するものである。

2) ETC 共通仕様書

道路四公団が機器を調達する場合の仕様を規定することにより「料金徴収施設設置基準(案)」を具体化するもので、以下の6つの仕様書から構成される。

ETC-IC カード仕様書

ETC 車載器仕様書 (車載器標準基準)

5.8GHz 带 DSRC 車載器規格書

ETC プロトコル仕様書

- 5.8GHz 带 DSRC 路側無線装置規格書
- 5.8GHz 帯 DSRC インタフェース規格書

3) ETC セキュリティ標準規格書

ETC を構成する機器に配置されるセキュリティ機能の開発に適用されるもので、以下の5つの規格書から構成される。

PART1 (IC カードセキュリティ機能)

PART2 (車載器セキュリティ機能)

PART3 (料金所用路側システム、料金所用 IC カードリーダ及び料金明細表示装置セキュリティ機能)

PART4 (車載器セットアップカードセキュリティ機能)

PART5 (情報発行装置セキュリティ機能)

4) ETC 暗号アルゴリズム規格書

「ETC セキュリティ標準規格書」を実現するため、ETC を構成する機器への暗号アルゴリズム及びその活用方法について規定するものである。

5) ETC データナンバリング規格書

ETC の路側無線装置と車載器との間の通信情報について、「料金徴収施設設置基準(案)」で規定するデータ項目のデータ定義を定めたものであり、通信における情報を複雑なデータではなく単純な番号データとして扱い、通信におけるデータ量の縮減及びデータの明確な識別を可能とするものである。

6) ETC 車載器相互接続性試験要領書

ETC 車載器が備えるべき通信の基本機能の確認及び基本的 ETC アプリケーションの動作確認に関する試験項目、手順及び内容等を定めたものである。

3. 道路整備特別措置法(抄)及び有料道路自動料金収受システムを使用する料金 徴収事務の取扱いに関する省令(抄)

道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号) (抄)

(高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路又は指定都市高速道路に係る料金に関する監督)

第 26 条の 2 国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道又は第 17 条第 1 項に規定する首都高速道路、阪神高速道路若しくは指定都市高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方道路公社に対して必要な措置をすることを命ずることができる。

有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省 令(平成 11 年建設省令第 38 号) (抄)

(情報の安全確保の措置)

- 第 4 条 ETC システムを使用して料金を徴収する公団等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者(以下「自動料金徴収者」という。)は、次に掲げる基準に従い、ETC システムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理(以下「情報の安全確保」という。)を行うものとする。
 - 一 関連機器(ETC システムの用に供する料金徴収設備、車載器(法第 12 条第 1 項の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。)及び識別カード(前条の規定により料金を納付しようとする者を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。)をいう。以下同じ。)を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの(以下「情報安全確保規格」という。)を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。
 - 二 識別処理情報(料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。)が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。

4. 個人情報保護関係

(1) 個人情報の保護に関する法律(抄)及び同施行令(抄)

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) (抄)

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
 - 2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の 集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的 に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができる ように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
 - 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を 事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以 下同じ。)
 - 四 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害する おそれが少ないものとして政令で定める者
 - 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する 個人情報をいう。
 - 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、 内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行 うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになるこ とにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以 内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
 - 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

- 第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等(略)
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等(略)
- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等(抄)
 - 第1節 個人情報取扱事業者の義務(抄)

(利用目的の特定)

- 第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と 相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第 17 条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第 18 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、 又は公表しなければならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 - 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、 身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第19条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 20 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき 損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じな ければならない。

(従業者の監督)

第 21 条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第 22 条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

- 第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規 定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - ー 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第24条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。
 - 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的(第 18 条第 4 項第一号から第三号まで に該当する場合を除く。)

- 三 次項、次条第1項、第 26 条第1項又は第 27 条第1項若しくは第2項の規 定による求めに応じる手続(第 30 条第2項の規定により手数料の額を定めた ときは、その手数料の額を含む。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し 必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ー 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明ら かな場合
- 二 第18条第4項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

- 第 25 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
 - 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、 その旨を通知しなければならない。
 - 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

- 第26条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 27 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利

- 益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが 第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、 当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その 求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第 三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三 者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止す
- ることが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第28条 個人情報取扱事業者は、第24条第3項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

- 第29条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる 保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本 人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
 - 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を 定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しな ければならない。

(手数料)

- 第 30 条 個人情報取扱事業者は、第 24 条第 2 項の規定による利用目的の通知又は第 25 条第 1 項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
 - 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

- 第31条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速 な処理に努めなければならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進(略)

第5章 雑則(略)

第6章 罰則(略)

附 則 (抄)

(施行期日)

- 第 1 条 この法律は、公布の日 1 から施行する。ただし、第 4 章から第 6 章まで及び附則第 2 条から第 6 条までの規定は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日 2 から施行する。
- 1 公布日は、平成15年5月30日。
- 2 個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成 15 年政令第 506 号)により、 平成 17 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号) (抄)

(個人情報データベース等)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第 2 条第 2 項第二号 の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人情報取扱事業者から除外される者)

第2条 法第2条第3項第四号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去6月以内のいずれの日においても5千を超えない者とする。

(保有個人データから除外されるもの)

- 第3条 法第2条第5項 の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は 捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第4条 法第2条第5項の政令で定める期間は、6月とする。

(2) 有料道路自動料金収受システムにおける個人情報の保護に関する指針

有料道路自動料金収受システムにおける個人情報の保護に関する指針

(平成 12 年建設省道有発第 19 号)

(目的)

第 1 条 この指針は、有料道路自動料金収受システム(以下「ETC システム」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、有料道路利用者の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - 一 ETC システム 「有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)」(以下「省令」という。)第 1 条に規定する「有料道路自動料金収受システム」をいう。
 - 二 ETC 実施主体 省令第4条第1項本文に規定する自動料金徴収者及び省 令第4条第1項第3号に規定する財団法人をいう。
 - 三 ETC 業務 ETC システムを利用して有料道路通行料金の徴収を行うための一連の業務をいう。
 - 四 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。
 - 五 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物をいう。
 - 六 本人 当該個人情報によって識別される個人をいう。

(個人情報の収集)

第3条 ETC 実施主体は、ETC 業務の目的を達成するために必要な範囲内において個人情報を収集するものとする。

(個人情報の利用及び提供)

- 第4条 ETC 実施主体は、ETC 業務の目的以外の目的に、個人情報を利用又は 提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この 限りではない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 ETC 実施主体が従うべき法的義務のために必要なとき。
 - 三 自動料金徴収者が、道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成するとき。

(個人情報の適正管理等)

- 第 5 条 ETC 実施主体は、ETC 業務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。
 - 2 ETC 実施主体は、収集した個人情報が ETC 業務の目的のために必要がなくなったと認めるときには、遅滞なく消去又は破棄するものとする。
- 3 ETC 実施主体は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報:

の適切な管理を行うものとする。

(個人情報の処理に従事する者の責任)

第 6 条 ETC システムに関する個人情報の処理を行う従事者又は従事者であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の処理に関する外部委託)

第7条 ETC 実施主体は、個人情報の処理を外部に委託する場合は、秘密保持等情報の適切な管理に関する事項を契約で定めるものとする。

(個人情報の開示等)

- 第8条 ETC 実施主体は、自らが保有する個人情報ファイルの存在、概要等を明らかにし、本人から個人情報の開示の申出があった場合には、ETC 業務の適正な遂行に支障を及ぼす場合を除き、開示に応じるものとする。
 - 2 ETC 実施主体は、前項により個人情報の開示を受けた者から、開示に係る 個人情報ファイル等の訂正等の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、そ の結果を申出をした者に対し、通知するものとする。

(個人情報管理者等及び苦情処理)

- 第 9 条 ETC 実施主体は、個人情報の取扱いに関する責任者を置くとともに、この指針に従った内部規程の制定、監査体制の整備等必要な個人情報保護措置を講じるものとする。
- 2 ETC 実施主体は、個人情報の利用、提供、開示又は個人情報の訂正等の申 出に係る苦情その他個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に 努めるものとする。

(3) 個人情報保護関連規定の比較

個人情報保護法の義務規定と、有料道路自動料金収受システムにおける個 人情報の保護に関する指針(ETC 個人情報保護指針)の義務規定は、OECD8 原則 1に準じてほぼ同じ内容。

表 2 OECD8 原則と個人情報保護法及び ETC 個人情報保護指針の 義務規定の対応関係

OECD8 原則	個人情報保護法	ETC 個人情報保護指針
目的確化の原則 収集目の所に 収集の原則 収集の原則 での原則 での原則 での原則 での原のののののののののののののののののの	・利用目的をできる限り特定しなければならない。 (第 15 条) ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。(第 16 条) ・本人の同意を得ないらい。 ・本人の同意を得ないらい。 ・本人の同意を得ないらい。 ・本人の目の世不はならない。 ・第 23 条)	・ETC 業務の目的を選点では、 ・ETC 業務の目的を選点である。(第3条) ・ETC 業務の目的の関係を関係の目のでは、 ・ETC 業務の目のではは、 にしなるではない。(第4条) ・ETC 業務の目ははは、 に提供ではない。(第4条) ・ETC 業務の目ない。(第4条) ・ETC 業務の目ない。(第4条) ・ETC 業務の目ない。(第4条) ・ETC 業務の目ない。(第4条) ・ETC 業務の目ない。(第3条)
集されるべき。 データ内容の原則 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき。	・正確かつ最新の内容に保 つよう努めなければなら ない。(第 19 条)	 ・ETC 業務の目的に必要な範囲で、個人情報を正確かつ最新なものに保つように努める。(第 5 条第 1 項) ・ETC 業務の目的のために必要がなくなったと認めるときには、遅滞なく消去又は破棄する。(第 5 条第 2 項)

^{1 1980} 年(昭和 55 年)9 月 23 日に OECD(経済協力開発機構)で採択された「プライバシー 保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」の中に記述 されている8つの原則。日本を含めた各国の個人情報保護の考え方の基礎になっている。

OECD8 原則	個人情報保護法	ETC 個人情報保護指針
安全保護の原則 合理的安全保護措置 により、紛失・破壊・ 使用・修正・開示等か ら保護するべき。	・安全管理のために必要か つ適切な措置を講じない。 (第 20 条) ・従業者・委託先に対し必要 かつ適切な監督を行わな ければならない。(第 21 条・第 22 条)	・個人情報の漏えい、滅失情の漏えの他を明確、第3の間では、適のののでは、個人情報のののでは、個人ののののでは、個人ののののでは、一個人ののののでは、一個人のののでは、一個人のののでは、一個人のののでは、一個人のののでは、一個人のでは、一個人ののでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一
公開の原則 データ以開し、 計等を 分存在、利明 の原則 の存者等を 個人に の原則 自己の所 の原則 自己所 ののの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	・取得 は 18 ・取得 ない。 (第 24 条) ・取をなけ、 (第 24 条) ・のけ、 (第 24 条) ・利は、 (第 24 条) ・のけ、 (第 25 東京 では、 (第 でが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の	・自って、 ・自って、 はて、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
責任の原則 管理者は諸原則実施 の責任を有する。	・苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第 31 条)	・個人情報の置くと大の取扱いにも部を置くった制のととのの制定を直接をはない。(第9条件を関係をはいる。) 情報の人情報の人情報の人情報の人情報の人情報の人情報の人情報の人情報の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現のの人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現の人間を表現している。(第9条件を表現の人間を表現している。(第9条件)を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表

(出所)個人情報保護法の解説(首相官邸ホームページ)等より作成。

(4) 個人情報等の定義

例えば、e メールアドレスや IP アドレス 1のみの取得であれば、氏名等に関する情報を第三者が保有している現状があっても通常それだけでは「特定の個人を識別できる」とはいえないとして個人情報に含まないとの解釈が示されている。

表 3 個人を識別することができるか否かの限界的な事例

個人情報保護法の解説(園部逸夫編集、藤原静雄 + 個人情報保護法令研究会著、ぎょうせい、P50 より抜粋し下線付与。)

メールアドレス、アクセスログ等について

コンピュータや携帯電話を通じてやりとりされる電子メールのアドレスについては、本人に割り当てられたローマ字・数字の任意の組合せとプロバイダ等のドメインとから構成される場合、通常それだけでは「特定の個人を識別できる」とはいえず、本項で定義する「個人情報」には該当しないと考えられる(ただし、このような場合であっても、本人と当該本人がサービスの提供を受けているプロバイダ等との関係では後者にメールアドレスと結びつけ得る本人の契約情報が保有されているはずであり、メールアドレスが「個人情報」に該当する場合があると考えられる。)。

ホームページを閲覧した際に記憶されるアクセスログについても、<u>通常そこから得られる情報は、アクセス日時、相手側ドメイン名、IP アドレス、基本ソフト、ブラウザの種類等であり、一般にそれ自体から「特定の個人を識別できる」とはいえないことから、基本的に「個人情報」に該当しないと考えられる</u>(この場合も、該当アクセスログを保有する者において、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる場合には、当該アクセスログを保有する者と本人との関係において「個人情報」に該当する。)。

¹ IP(Internet Protocol)アドレス: インターネットやイントラネットなどのネットワークに接続されたコンピュータ 1 台 1 台に割り振られた識別番号。「240.130.20.1」のように、0 から 255 までの数字を 4 つ並べて表現する。

「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの (例)

・ データベース化されていない書面、写真、音声等に記録されているもの

「個人データ」

個人情報データベース等(注 1)を構成する個人情報 (例)

- ・ 委託を受けて入力、編集、加工等のみ行っているもの
- · 存否が明らかになることで公益その他の利害が害されるもの*
- ・ 短期間*で消去することとなるもの

*政令で定められる。

「保有個人データ」

個人情報取扱事業者(注 2)が開示、訂正、削除等の権限を有する個人 データ

(例)

- ・ 自社の事業活動に用いている顧客情報
- ・ 事業として第三者に提供している個人情報
- ・ 内部管理用に用いている人事管理情報
- (注 1)個人情報を含む情報の集合物であって、 特定の個人の情報をコンピュータを使って検索できる ように体系的に構成されたもの、 特定の個人情報を容易に検索することができるように体系 的に構成されたマニュアル処理情報(政令で定めるもの)
- (注 2)個人情報データベース等を事業の用に供している民間事業者(政令で定める小規模なデータベースを用いている者等を除く。)
- (出所)「個人情報保護法の解説」(園部逸夫編集、藤原静雄 + 個人情報保護法令研究会著、ぎょうせい)P61。

図 14 個人情報、個人データ、保有個人データの包含関係

(5) 関係判例

1) 宇治市住民基本台帳データ漏洩事件

判決 大阪高裁 平成一三年(ネ)第一一六五号

平成 13 年 12 月 25 日判決

損害賠償請求控訴事件

原告 宇治市民(被控訴人:X)

被告 宇治市(控訴人:Y)

【事件の概要】

本件は、Y がその管理に係る住民基本台帳のデータを使用して乳幼児検診システムを開発することを企図し、その開発業務を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイトの従業員が上記データを不正にコピーしてこれを名簿販売業者に販売し、同業者が更に上記データを他に販売するなどしたことに関して、宇治市の住民である X が、上記データの流出により精神的苦痛を被ったと主張して、Y に対し、国家賠償法第 1 条又は民法第 715 条(使用者責任)に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案である。

第一審は、Xの請求をいずれも一部認容したため、Yが控訴した。

【主文】

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は Y の負担とする。

【理由】

本件データに含まれる情報のうち、Xの氏名、性別、生年月日及び住所は、社会生活上、Xと関わりのある一定の範囲の者には既に了知され、これらの者により利用され得る情報ではあるけれども、本件データは、上記の情報のみならず、更に転入日、世帯主名及び世帯主との続柄も含み、これらの情報が世帯ごとに関連付けられ整理された一体としてのデータであり、Xの氏名、年齢、性別及び住所と各世帯主との家族構成までも整理された形態で明らかになる性質のものである。

このような本件データの内容や性質にかんがみると、本件データに含まれる X らの個人情報は、明らかに私生活上の事柄を含むものであり、一般通常人の感受性を基準にしても公開を欲しないであろうと考えられる事柄であり、更にはいまだ一般の人に知られていない事柄であるといえる。したがって、上記の情報は、X のプライバシーに属する情報であり、それは権利とし

て保護されるべきものであるということができる。

本件においては、本件データが名簿販売業者から結婚相談業者、婚礼衣装業者及び他の名簿販売業者へ流出し、一定期間インターネット上でその購入を勧誘する広告が掲載されたというにとどまり、X を含む個々人の住民票データそのものがインターネット上に掲載されて不特定の者がこれを直ちに閲覧できる状態になったわけではない。

また、X は、上記以外に、本件データが流出したことによって、これが不正に利用されたり、あるいは同データを利用した業者等から商品の勧誘を受けたりした等の具体的な被害があったこと、更には名簿販売業者、結婚相談業者及び婚礼衣装業者らが X の住民票データを検索して閲覧したこと等の事実も一切主張・立証していない。

この意味において、Xが主張する被害の内容は、間接的なものといわざるを得ない。

しかしながら、本件データ中の X の住民票データは、X のプライバシーに 属するものとして法的に保護されるべきものである以上、法律上、それは Y によって管理され、その適正な支配下に置かれているべきものである。それが、その支配下から流出し、名簿販売業者へ販売され、更には不特定の者への販売の広告がインターネット上に掲載されたこと、また、Y がそれを名簿 販売業者から回収したとはいっても、完全に回収されたものかどうかは不明であるといわざるを得ないことからすると、本件データを流出させてこのような状態に置いたこと自体によって、X の権利侵害があったというべきである。

【損害額】

プライバシー権の侵害に対する慰謝料は、1人当たり1万円と認めるのが相当である。また、弁護士費用は、1人当たり5千円と認めるのが相当である。

注)判決文をもとに作成し、下線付与。

【参考】

Yは最高裁判所に上告を申立てたが、平成14年7月11日に不受理の決定がなされた。

2) 早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件

判決 最高裁 平成一四年(ワ)一六五六号

平成 15 年 9 月 12 日判決

損害賠償等請求事件

原告 学生(上告人:X)

被告 早稲田大学(被上告人:Y)

【事件の概要】

本件は、Yが、その主催に係る江沢民中華人民共和国国家主席の講演会への参加申込者の氏名等が記載された名簿の写しを警視庁に提出したことについて、大学の学生で同講演会への参加申込者であった X のプライバシーを侵害したものであるとして、X が Y に対して損害賠償を求めた事案である。

第一、二審とも、Xの請求を棄却。Xは上告した。

【主文】

原判決中、プライバシーの侵害を理由とする損害賠償請求に関する部分を 破棄する。

前項の部分につき本件を東京高等裁判所に差し戻す。

【理由】

学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、Y が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、本件個人情報は、X のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。

このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に X の本件個人情報を収集した Y は、X の意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、 Y が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情

<u>報を開示することについて X の同意を得る手続を執ることなく、X に無断で本件個人情報を警察に開示した Y の行為は、X が任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理について合理的な期待を裏切るものであり、X の</u>プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。

【損害額】

平成 16 年 3 月 23 日、東京高裁の差し戻し控訴審判決では、最高裁判決に従い、名簿に記されていた名前や住所、電話番号などについて「秘匿される必要性は必ずしも高いとは言えないが、みだりに開示されたくないと考えるのは自然。同意なく開示したのはプライバシー侵害」として Y に賠償金の支払いを命じた。

賠償額については「X が申し込み時点から講演を妨害する目的だったことなどを考慮すると、1人当たり5千円が相当」とした。

注1)【事件の概要】【主文】【理由】は、判決文をもとに作成し、下線付与。

注2)掲載文献

- ·最高裁判所民事判例集第57巻8号973頁
- ・判例時報 1837 号 3 頁
- ・ジュリスト No.1258 167 頁
- ・判例タイムズ 1134 号 98 頁

参考:訴訟としては別件であるが、同争点につき他の学生が提訴していた件について も、同日付けで最高裁の判断がなされた。その上告審判決では、大学側に1人当 たり1万円の支払いを命じた第二審(東京高等裁判所判決)が支持され、大学側の 上告が棄却されたため、学生側の勝訴が確定した。